

研修内容報告書

会 派 名	公明党
参加議員	武者葉子
日 程	令和7年2月7日
研修テーマ	「議員が守るべき政治倫理」「議会におけるハラスメント」
研修詳細【1日目】午前	
研修項目	1, なぜ政治倫理が必要か 2, 政治倫理条例の対象を考える 3, 政治倫理違反への罰則の限界 4, 政治倫理と兼業禁止への規制 5, 政治倫理審査会 6, 資産公開制度 7, SNS等による議会外での不適切な言動への対応
説明内容	1, 政治倫理の大きな意義の1つとして、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築することがあげられる。 2, 政治・行政の運営に大きな影響を及ぼすだけでなく、一般の人が知り得ない情報に接する機会があり、権限や影響力の不正利用が容易な立場にあり、その不正行為により公平な政治・行政運営が著しく損なうことができる者であるから。 3, 【地方自治法132条】普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。 【地方自治法134条】①普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。 4, 議員又は議員が役員に就任している法人と議員が所属する地方公共団体との間で請負関係に立つ事を禁止している制度—緩和されている 5, 政治倫理条例を構成する政治倫理基準（及び資産公開制度）の遵守をチェックする機関→調査請求権とともに政治倫理条例の実効性を担保 6, 資産公開の時期、資産報告書の公開・公表、資産報告書の審査、資産報告書に対する住民の調査請求 7, (1)事実上の措置（議員辞職勧告決議等） (2)ソーシャルメディア運用ガイドライン
主な質疑応答	政治倫理条例策定は、問題が起こった議会が策定しているが、現在は議会改革の一環として策定する議会が増えている。
市への提言 または要望	
研修詳細【1日目】午後	
研修項目	1, ハラスメントとは

	2, 地方公共団体におけるハラスメントの実情 3, ハラスメントの判断基準 4, ハラスメントの具体例 5, パワハラ 6, 無断録音と証拠能力 7, 職場におけるセクハラ(セクシャルハラスメント) 8, ハラスメント防止にあたっての措置 9, 議会としての防止対策
説明内容	1. 自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動→相手の人格や尊厳を冒す人権問題で、被害者が心身に支障をきたし、最悪の場合には自死を選ぶ場合もある パワーハラスメント→職場などで優越的な関係を背景とした言動・業務上必要かつ相等な範囲を超えたもの・労働者の就業環境が害される セクシャルハラスメント→労働者の意に反する「性的な言動」により、労働条件に不利益を受けたり、就業環境が害される モラハラ・マタハラなど 2. 小松島市議会—ハラスメントアンケート調査実施 藤沢市—ハラスメント実態調査【管理職職員】 3. ハラスメントの行為評価は被害者の主観を出発点とし、平均的な被害者を基準に考える必要がある→ただしセクハラの場合は男女の認識の違いにより生じている面があることから、平均的な女性労働者の感じ方と平均的な男性労働者の感じ方を基準とする必要がある 4. ①議員からのセクハラ・パワハラ事例—映像 5. ☆議会と職員との関係性 ☆議員の議会事務局職員への過度な調査依頼への対応 ☆議員と議員との関係性 6. 供述録音—ある情報が、人の知覚・記憶・表現・叙述というプロセスを経て法廷に証拠として顕出される証拠で、その内容が真実であることをもってある事実を立証しようとする場合の録音 現場録音—現場での事実の状況が録音された証拠(被害者の悲鳴や当事者の発言など) 7. ①対価型セクシャルハラスメント ②環境型セクシャルハラスメント—具体例 ● 上司が男性部下に宴席で裸芸をさせた ● 「男なんだから、これくらい軽々もたないと!」と男性社員を鼓舞した ● 後輩を親しみを込めて下の名前やあだ名で呼んだ ● 同性の後輩たちとの酒の席で、過去の恋愛経験を話させた ● 女性社員に対して、「腹荒れひどいけど、体調悪いの?と尋ねた

	● ミスをして落ち込んでいる後輩に「2人で飲みに行こう」と誘った (1回誘って断られたが、また2回目も誘ったらセクハラ行為) 8. ① ハラスメントの内容、方針等の明確化と周知・啓発 ② 行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発 ③ 相談窓口の設置 ④ 相談に対する適切な対応 ⑤ 事実関係の迅速かつ正確な確認 ⑥ 被害者に対する適正な配慮の措置の実施 ⑦ 行為者に対する適正な措置の実施 ⑧ 再発防止措置の実施 ⑨ 当事者などのプライバシー保護のための措置の実施と周知 ⑩ 相談、協力等を理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発 9. ① 組織のトップのメッセージ議長が議会におけるハラスメントは議会からなくすべきであることを明確に示す ② ルールを決めるー 議会基本条例や政治倫理条例に関係規定を設ける。予防・解決について方針やガイドラインを作成する。 ③ 実態を把握するー 議員・議会事務局職員に対するアンケートを実施する ④ 教育するー 研修を実施する ⑤ 周知するー 議会としての方針や取り組みについて周知・啓発を実施する
主な質疑応答	・ハラスメント防止条例制定状況ー(令和6年12月26日)85団体で制定(議員のみの対象だけではない) 3県 45市区 37町村
市への提言 または要望	